

平成18年度第2回定例会  
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成18年（2006年）5月12日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	河野 修
	教育総務課長	荒木 純生
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	河原 昭夫
	施設課主幹	梅村 文雄
	学務課長	松村 信一
	指導課長	梅原 哲
	指導課教育センター担当課長	田原 克人
	指導課副参事	坂本 修一
	指導課主幹	田後 毅
	指導主事	中嶋 建一郎
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉
	社会教育課副参事（管理主幹）	細野 信男
	社会教育課主幹	田中 久雄

スポーツ課長	田中哲夫
図書館長	手嶋孝典
図書館副館長兼図書館副参事	守谷信二
博物館副館長	畠山豊
公民館長	落合忠繁
公民館主幹	石井健一
ひなた村所長	小川和明
ひなた村主幹	谷澤繁
大地沢青少年センター所長	深澤泉
国際版画美術館副館長	園部芳徳
国際版画美術館主幹	河野實
書記	砂川聡
書記	堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

## 6、提出議案及び結果

議案第6号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）について	原案可決
議案第7号	町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第8号	町田市人権教育推進委員会委員の委嘱について	原案可決
議案第9号	町田市社会教育委員の委嘱について	原案可決
議案第10号	町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）について	原案可決
議案第11号	町田市体育施設運営協議会委員の委嘱（解嘱）について	原案可決
議案第12号	町田市公民館運営審議会委員の委嘱について	原案可決
議案第13号	町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱（解嘱）について	原案可決
議案第14号	町田市民文学館条例（案）の制定について	原案可決

7、傍聴者数 1名

## 8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第2回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

日程に従って進めてまいります。

日程第1、月間活動報告。教育長から説明をお願いします。

教育長 それでは、4月14日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご報告をいたします。

まず、4月14日ですが、国際版画美術館内覧会ということで、「ケーテ・コルヴィッツ展」これは巡回展ですがの内覧会を行いました。当日は、ドイツ大使館からも一等書記官の方にご出席をいただきました。

続きまして、19日ですが、東京都健康づくり功労表彰審査会というのが都の方でございました。内容的には、学校保健ですとか学校給食等々、個人、団体について、いわゆる文部科学大臣表彰とか、あるいは東京都の表彰について、この候補者を都教委に推薦をするというふうな審査会です。これは、都市教育長会の方に委員依頼が来ておりまして、各団体から出てくるわけですが、今年度は町田市が委員ということで当日出席をいたしました。

20日は定例副校長会ということで、年度初めの校長会ですので、各委員さんにもご出席をいただいて、ごあいさつをいただいたところです。

同じ20日ですが、東京都市教育長会の総会、年度初めということで行われまして、主には教育長会の今年度の人事ですとか事業計画だとか、そういうものを審議いたしました。その中で、今年度については町田市が都市教育長会の副会長ということになりました。これは市制施行順です。来年度は会長ということになります。

22日、小学校科学教育センターの開講式がございました。

25日、社会教育委員の提言ということで、これは本日の報告事項にございます。内容的には報告事項の方で説明をさせていただきます。委員から提言を受領したということで

す。

同じ日に、教職員感謝状贈呈式が総合体育館でございまして、それぞれ委員さんにご出席をいただいたところです。

26日、東京都教育委員会表敬訪問というのは都市教育長会の正副会長、それから前会長で、東京都の中村教育長以下各部長のところを訪問して、東京都の教育委員会と都市教育長会との連携についていろいろお願いやら、懇談をしたところです。

27日、子ども会育成会連絡協議会総会がリサイクル文化センターでございまして、出席をいたしました。現在は直接の窓口は子ども生活部の児童青少年課になっておりますが、従前は教育委員会の青少年課でございました。教育委員会の方でも、いろんな意味で子ども会育成会にはお世話になっておりますので、当日出席をいたしました。

同じ日に、子ども体験塾運営本部会議というのがございまして、これは市長会で行っていることなのですが、市長会の提言によりまして、「次世代を担う子どもたちの育成」ということで、実際は今年度から多摩子ども体験塾というのが始まるわけですが、その運営委員会ということで、市町村長6名と都市教育長会の正副会長が委員というふうなことで第1回目の会議が行われました。これについては、今年度はそれぞれブロックの事業と個別の各種の事業がございまして、ブロックの事業については、町田市は第5ブロックということで、町田市と多摩市と稲城市で、音楽体験事業をこしは9月23日に多摩市のパルテノン多摩で行います。それから、科学体験事業は、町田市民ホールで7月24日、夏休みですけれども、行うことになってございまして、来年度については、音楽ともう1つの事業を行うということで、実際の事業等については、また、各市町村の担当課長等が集まっての実行委員会が、実施計画については検討することになっております。来年度も行うというふうなことで、当日は基本的なものを議論したところです。

28日、少年野球連盟陳情でございまして、これは現在、少年野球場がございまして、(仮称)小山田東小が建設をされますので、その代替施設、野津田公園を予定しておりますが、その関係について陳情がございました。野津田の方の建設については部がちょっと違うわけですが、公園緑地課の方ですが、陳情を受けて、公園緑地課の方をお願いをするという形になるかと思えます。

29日が武相マラソン、これは武相新聞社主催ですが、約1600名の参加がございました。

5月3日、町田市新体操選手権大会がございまして、これは3日、4日ということで、小中学生でございました。約160名ぐらいの参加がありまして、町田の新体操は割合レベ

ルが高いというふうなことで、当日も保護者を含めて応援の方がかなりいらっしゃいました。

5月10日、青少年委員の委嘱ですが、これは1名かわられた方がおりましたので、その関係の委嘱です。

同じ日に、小学校教育研究会の総会と講演会が市民ホールでございました。総会の後の講演会については、牟田悌三さんの記念講演でございました。

同じ日、夜ですが、レクリエーション協会の総会ということで、これも夏休み子どもフェアですとか、いろんな意味で連携をしておりますので、出席をさせていただきました。

委員長 両部長から何かございますか。

学校教育部長 特にございません。

生涯学習部長 特にございません。

委員長 各委員から、補足、感想、その他ありましたらどうぞ。

岡田委員 私は、4月26日に東京都の市町村教育委員会連合会に行ってきました。今のところ、まだ今年度の研修会の具体的な講師の先生ですとか、どこに管外研修に行くとかいうことの内容までは詰めておりませんが、一応昨年度の事業報告と決算、それから今年度の予算と事業計画についての決議をしまいいりましたというところです。

それからもう1つ、5月10日に武蔵岡中学校に行った後で、町田市の小教研の方の研究総会、講演会の方にも出席いたしました。武蔵岡中学校については、前回行ったときよりも、またさらに規模が小さくなって、非常に小ぢんまりした中学だなという印象を強く受けて帰ってきましたけれども、そこを生かした教育ということで、校長先生を初め先生方1人1人取り組んでいらっしゃるの、こういった中学校というのは非常にいいなと思って帰ってまいりました。

小教研の方の総会では、今、小教研の方の抱える問題が3つあるというふうなことで、なかなか小教研の実際の研究会、各部会、参加ができる先生方が思うようにはふえていけないというのが現実だということで、それに関して、もし時間的なことで先生方が参加しにくいようなことがあれば、それは恐らく教育委員会の方でもある程度サポートができるのではないかと思います。時間的なことが原因で、要するに授業と移動時間というようなことで、もし参加しづらいようなことがあれば、その辺はまたフォローがあった方がいいのかなと思います。やはり「世界一の授業」ということを掲げている以上は、小教研

の各部会、研究会により多くの先生が参加して下さるような環境づくりというのにも必要かなと思いました。

井関委員 4月の定例委員会では、ちょっと時間の関係で触れなかったんですけども、3月3日に自由民権資料館で開催されていた「自由民権百年から120年への軌跡展」というのがありまして、つい先日、9日ですけれども、同資料館の研究発表の場であります紀要の「自由民権」というのをいただきました。この機会にさかのぼって、ちょっと報告させていただきたいと思います。

今から20年前の自由民権百年のときというのは、ちょうどこの資料館もそのときあたりにできているみたいですが、そのときは明治百年のムードに乗って多くの方が興味を示したんですけども、現在は落ち着いていて、今回の展示というのは、高知市と福島県の三春町の自由民権記念館と3館で合同でやっていたんですけども、趣旨は120年前の明治の資料を展示するというのではなくて、ブームになった百年のときの資料を主に展示していました。少しでも多く展示しようということで、部屋の外の壁にもポスターを張って、何回か企画展を見ましたけれども、今回は展示品が一番多くて、内容的には、町田では武相困民党関係が多くて、3つの記念館の地域性が出ていまして、一緒に企画した意義があるんじゃないかなと感じました。

あとは、いろいろ行ったところで見聞きしたことでよかったと言われたのを3つご紹介しますが、1つは、4月25日、体育館で教職員感謝状贈呈式が行われ、その後の懇親会で、校長先生の方から町田のよい点というのを挙げてもらいました。町田のよい点というのは、4月新年度に伴い、校長だったか副校長だったかの連絡会のときに話題に出したんですけども、そのときにいらした校長先生が新たに2つ追加していただきました。私に前にあいさつのときに述べたのは、図書指導員と生活指導補助者、この制度が町田で非常にいいんじゃないかと言ったんですけども、懇親会ではさらに、正式名称は忘れてしまいましたが、フレーム予算と特色ある学校づくりの予算、これは額は少ないんですけども、使い勝手がよくて有効に使えるということでした。

2番目は、先ほど岡田委員が紹介されました武蔵岡中学への指導主事訪問についてですが、このときに養護の先生から、給食が始まって生徒の態度が落ちついて、乱れる子が少なくなったとうかがいしました。非常に大きな変化らしくて、いい方向に向かっているということでした。

もう1つは、昨日ですが、11日に総合体育館で開催された町田市家庭婦人交流卓球大会

というのがあったんですが、この大会そのものは45回も歴史があって、小体育館でやるのかなと思ったんですが、メインアリーナで30台の卓球台を全面に広げて盛大にやっていました。

その後、弓道場に参りました。2003年の秋に市民体育祭で弓道大会があって、そのとき、あいさつに行ってきたんですけれども、気がついたのは、観客席の前にプラスチックの防護板があるんです。曇っていて、見るのには邪魔だと思っていたんですが、当時の課長さんには、修理できないんですかというようなことの要望を出していたんです。それから何回か見に行ったんですけれども、今回行ったら、ガラスに変わってきれいになりました。修理予算も非常に少なく、何回かに分けて体育館を補修しています。苦労されただと思いますけれども、どうもありがとうございました。

名取委員 指導主事訪問の件ですけれども、武蔵岡中も、それから大戸小学校にも行ってきました。2校とも本当に小規模の学校なんですけれども、それを生かした授業をされていました。大戸小では全校学習タイムというのがありまして、3年生から6年生が一堂にランチルームに集まって学習する時間があります。担当の先生がきちんと計画を立てておりまして、全部の先生がそれに協力し合いながら子どもたちを指導していました。また、高学年が低学年の勉強を見てあげるといこともしてありました。子どもたちの学習の意欲がさらに高まることを期待しております。

それから、町田市の小教研の総会ですけれども、牟田悌三さんの講演会が行われました。ボランティアに対するきっかけのお話をされておりましたけれども、「ボランティアは自分にとって体験学習です」と言った言葉がとても印象に残りました。

委員長 岡田委員、小教研の会長さんの話で、問題点が3つとおっしゃったんですけれども、1つは参加者が少ない。あとの2点はどんなものがありましたか。

岡田委員 あとの2点は、予算と、もう1つは……。

委員長 では、いいです。そういう問題点があるということですね。

ほかにありますか。 では、以上で月間活動報告については終わりたいと思います。

日程第2、議案審議事項。

議案第6号 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例(案)についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第6号は、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務



災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）についてでございます。

本件は、地方公務員災害補償法及び公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正にあわせ、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正するものでございます。

この6月市議会定例会に上程をいたします。

中身ですが、4枚目以降に新旧対照表がございますが、どちらかというとな務的な、「等級」を「障がい等級」にだとか、文言だとか、そういうものの改正でございます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。今のお話のとおり、新旧対照表をごらんになるとわかりますけれども、文言の改定が主になっているということですね。ですから、4ページ以降をごらんになって、もし何かありましたらお願いします。よろしいですか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第6号 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第7号 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第7号は、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件は、行政事件訴訟法の一部を改正する法律及び地方公務員災害補償法の一部改正に伴い、町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正し、同規則中の用語及び様式を整備するものでございます。

これも4枚目の裏側ですが、新旧対照表がございまして、例えば5枚目ですと、「注意事項」の3、4を追加したりだとか、そういうふうな様式の改正、あるいは用語の改正が主なものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。これは第6号と連携しての改正だと思いますけれども、やは

り用語を中心とした改正だということで、ご理解いただきたいと思います。よろしいですか。以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第7号 町田市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第8号 町田市人権教育推進委員会委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第8号は、町田市人権教育推進委員会委員の委嘱についてでございます。

本件は、町田市人権教育推進委員会設置要綱に基づき、委員の委嘱をするものでございます。

任期につきましては、2007年3月31日までです。

2枚目をごらんいただきたいと思いますが、委員名簿がございまして、それぞれ職名、所属学校名が載っております。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 全員が学校の先生ですけれども、障がい学級の担当の先生なんかは入っているのでしょうか。

指導課長 この2006年度の人権教育推進委員会委員の中には、障がい学級の担任は入っていないというふうに認識をしております。

井関委員 これは毎年毎年かわって、継続ではないという感じですか。

指導課長 任期が1年ごとでございますから継続ではないのですが、この中では、4番目の高野、それから5番目の中川については昨年度と同じでございます。

井関委員 わかりました。

岡田委員 たしか小教研とか中教研で人権問題関係の部会があったような気がしていたので、今ちょっと確認していたんですけれども、この委員の先生方の選任に当たりましては、そうした部会に参加されている先生というようなことの考慮があるのかどうか、お聞きしたかったんですが。

指導課長 要綱にあるかということですか。

岡田委員 要綱というよりも、人選の上で考慮していらっしゃるのかなというふうに感じましたので。

指導課長 この委員の選任につきましては、まずは校長会等に依頼を申し上げまして適任者をご推薦いただいて、私ども教育委員会から委嘱をするという形でございますので、校長会の中での配慮ということであって、私どもの方からは、小教研とのかかわりについては直接お願いをしておりません。

委員長 校長会からの推薦ということだそうです。よろしいですか。

岡田委員 わかりました。

委員長 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第8号 町田市人権教育推進委員会委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第9号 町田市社会教育委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第9号は、町田市社会教育委員の委嘱についてでございます。

本件は、この4月30日をもって任期が満了することに伴い、社会教育法第15条及び町田市社会教育委員の設置に関する条例第1条の規定に基づき、委員として委嘱するものでございます。

任期は、2008年4月30日までの2年間でございます。

2枚目をごらんいただきたいと思いますと思いますが、それぞれ構成、学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者とございまして、上の3名、学校教育関係者2名と社会教育関係者1名の方が新任で、あとは期数は違いますが、それぞれ再任の方でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。よろしいですか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第9号 町田市社会教育委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第10号 町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第10号は、町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）についてでございます。

本件ですが、この2006年4月1日付の人事異動に伴い、町田市学校開放制度検討委員の異動が生じたので、町田市学校開放制度検討委員会設置要綱第3の規定に基づき、委員として委嘱及び任命（解嘱及び解任）をするものでございます。

2枚目をごらんいただきたいと思いますが、上の方の段が委嘱あるいは任命をする方、下の方が解嘱及び解任をする方ということでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第10号 町田市学校開放制度検討委員会委員の委嘱及び任命（解嘱及び解任）については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第11号 町田市体育施設運営協議会委員の委嘱（解嘱）についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第11号は、町田市体育施設運営協議会委員の委嘱（解嘱）についてでございます。

本件ですが、町田市体育施設条例第25条の規定により委嘱及び解嘱をするものです。

本年4月から指定管理者制度に移行し、指定管理者が体育施設の管理、運営を行っています。この管理、運営の評価を本協議会で行っていただくため、任期、これは2004年11月1日から本年10月31日までで、途中ではありますが、委員の構成を変更し、別紙のとおり委嘱及び解嘱をするものでございます。

2枚目をごらんいただきたいと思いますが、上段が新たに委嘱をする方、下段の方が解嘱をする方です。3枚目がその方たちを含めての体育施設運営協議会委員の名簿、これは参考でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。よろしいですか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第11号 町田市体育施設運営協議会委員の委嘱（解嘱）については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第12号 町田市公民館運営審議会委員の委嘱についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第12号は、町田市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。

本件ですが、この2006年4月30日をもって任期が満了することに伴い、町田市公民館条例第5条に基づき、委員として委嘱するものです。

任期につきましては、2008年4月30日までの2年間ということでございます。

2枚目をごらんいただきたいと思います。15名ですが、それぞれ学校教育関係者、社会教育関係者、学識経験者と区分がございまして、それぞれの方をお願いをするということで、新任の方については6名でございます。あとは期数は違いますが、再任の方でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

井関委員 新任の方の数を数えますと6人で、お若い方も入っていられます。ちょっと見たときに、15人中6人なので非常にフレッシュな感じがしたんですが、この新任の方の前の方の任期は非常に長かったのでしょうか。これだけ新しい人を選ぶのは大変だったと思うんですけども、前の方が長かったかどうか、もしわかったら教えて下さい。

公民館長 退任された方で長い方は、4期8年務められた方が3名いらっしゃいます。やはり長い方が辞されたということでございます。また、そのほかの方につきましては、3期、4期の方が大体退かれたということでございます。

井関委員 ありがとうございました。

委員長 公民館長、今度6名の方が新任になった結果、大ざっぱな言い方でいいんですけども、平均年齢なんかはほぼ同じなんですか。ざっと見て、全体的に年齢が高い

なという印象は否めないんですけれども。わからなければ結構です。

公民館長 申しわけございません。ちょっと平均年齢は出してございません。

委員長 やっぱり若い人の意見も、考えもどんどん取り入れていくことが公民館の充実、活性化には大事ななというような感じがするもので、ちょっとお聞きしました。

公民館長 ありがとうございます。

委員長 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第12号 町田市公民館運営審議会委員の委嘱については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第13号 町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱(解嘱)についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第13号は、町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱(解嘱)についてでございます。

本件ですが、お1人の方から辞任の申し出がございました。また、中学校の校長会の方は、校長会の方から申し出がございまして、解嘱をして、新たにそれぞれの区分に従って委員として委嘱をするものです。

任期につきましては、残任期間ということで来年の4月30日まででございます。

2枚目でございますが、上の部分が新たに委嘱をする方、下の部分が解嘱をする方でございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第13号 町田市青少年施設ひなた村運営協議会委員の委嘱(解嘱)については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第14号 町田市民文学館条例(案)の制定についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第14号は、町田市民文学館条例(案)の制定についてでございます。

本件は、2006年10月27日に開館する予定の町田市民文学館について、地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、その設置及び管理に関する事項を定めるため、この6月議会、第2回町田市議会定例会に上程をするものでございます。

条例の中身につきましては、副館長の方から説明をさせていただきます。

図書館副館長 それでは、条例の各項目、条項につきましてご説明をさせていただきます。

個々の条例に入る前に、条例の前提となります文学館の活動のポイントにつきまして、3点ご説明を申し上げます。

まず、文学館の活動の1つのポイントでございますが、これは文学館としての最も基本的な、ベーシックな活動ということになると思いますけれども、文化遺産としての町田ゆかりの作家の資料、あわせて市民の文学的著作を収集、保存して、将来にきちんと受け継いでいくということが町田市民文学館の活動の1つのベーシックな要素でございます。このために、建物としては地下1階の書庫、あるいは地下2階に貴重資料保存庫等を設置いたします。

それから、2点目のポイントでございますが、これは町田市の文学館の特色というふうに申し上げたいと思いますが、中央図書館に極めて近い立地条件でございます。また、文学館というのは図書資料を扱うことが多くございまして、図書館、それから利用者の検索等の利便性を考慮して、図書館と緊密な連携をとるとということが2点目でございます。

具体的には、図書館の資料管理システム、コンピューターシステムを共用いたしまして資料管理をするのと同時に、図書館の利用券で文学館の資料が借りられる、あるいは収集、保存、そういったものを図書館と分担をして効率的に行うというようなことを実現したいと考えております。

そのために、文学館の1階フロアには文学サロン、資料閲覧室等を設けまして、そこに文学館資料でも貸し出しのできる資料を公開の書架に配置をいたしまして、図書館の利用券で借りられますというようなことをいたします。図書館と緊密な連携をスムーズに進めていくために、組織的にも図書館の組織に属する文学館ということを考えております。

それから、3点目の特徴であります。これは公民館的な機能というふうに申し上げていいかもしれません。もともと公民館のあった建物を再活用いたしますので、2階の部分に大会議室、3階には6つの会議室あるいは保育室を設けます。ここで館主催の講座、講演会等を行うのはもちろんでございますが、会議室につきましては、有料で市民の文学活

動に利用していただくということを考えております。

具体的には、施設案内予約システム、「集会・学習施設ネットまちだ」ということですが、インターネットで施設の予約ができるという制度がございますが、これに文学館の会議室も入りまして、インターネット等で会議室の予約ができるということを考えております。

以上の3点が町田市民文学館の主要な活動、特徴ということになるわけですが、これを踏まえて各条例の条項をご説明申し上げたいと思います。

まず、第1条であります。これは文学館の目的を掲げたところでございます。1行目ですが、「町田市にゆかりのある文学者の著作、原稿、愛用品その他の資料及び市民の文学的著作等を収集し、保存し、及び展示して市民の利用に供するとともに、文学に関する調査研究及び知識の普及活動を行うことにより、市民の文学に関する知識及び教養の向上を図り、もって市民の文化活動の発展に資するため、町田市民文学館を設置する」というふうに表現をいたしました。市民の文学的著作等も収集の対象にするということでございます。ただし、これは建物そのもののキャパシティーの問題もございますので、あと、将来的には非常に難しい問題もあるわけですけれども、こういう設置目的を掲げさせていただきました。

第2条でございますが、これは文学館の名称、町田市民文学館ことばらんどというのが正式な名称ということで、名称、それから所在地を規定いたしております。

第3条でございますが、「管理運営」、これは「文学館の管理及び運営は、町田市教育委員会が行う」ということで、これはまた後日、ご提案をさせていただきます教育委員会の組織規則で教育機関として設置することを前提に教育委員会が管理運営を行うという条項を規定いたしました。

第4条でございます。これは「施設等」ということで、以下に掲げる6つの施設等を設置するということでございますが、ここに掲げておりますのは、実は当然、文学館ですから、事務室ですとか、先ほど申し上げました書庫あるいは貴重資料保存庫等がございますが、公の施設として市民の利用に直接供する部分について、ここで掲げております。

第5条「事業」でございます。ここで第5条の2項をごらんいただきたいと思います。が、「文学館に所蔵する文学資料（以下「文学館資料」という。）」という記述がございますが、文学館で収集、保存の対象にするのは一般的な文学資料ですが、文学館に所蔵するものをここでは文学館資料と規定をしております。この文学館資料の中には2種類ござ



いまして、1つは、図書館資料と同様に装備等もいたしまして、図書館のコンピューターシステムで管理をし、貸し出しを行うもの。もう1つは、第6条に出てまいりますけれども、原則として閲覧のみ、あるいは個人貸し出しはいたしませんで、他の文学館等から依頼がある場合なんかにはもちろん貸し出しをするんですけれども、そういう文学館固有の資料、これを第6条では「指定文学館資料」と呼んでおります。これは具体的には作家の自筆の原稿ですとか書簡、そういった文学館の本来のと言うとおかしいんですけれども、文学館固有の資料、その2つを合わせて文学館資料ということでございます。

各事業1つずつは時間の関係もでございますので飛ばしますが、第6項に、あえて「町田市立図書館その他の教育機関との相互協力に関する事」という事業を掲げましたが、これは冒頭で申し上げましたように、図書館との密接な連携、あるいは中央図書館から国際版画美術館等に向かう間にございますので、他の教育機関との連携の中でさまざまな事業展開をしたいということでございます。

第6条でございますが、「利用時間」、ここが少し込み入っております、なかなかあれかもしれません。まず、第1項ですが、「文学館の利用時間は、午前9時から午後10時までとする」という記述がございます。これは、主として3階にございます会議室等の貸し出しの時間が午前9時から午後10時まで、これは公民館等の貸し出し時間と一緒にございます。

ただし書き以降でございます。「ただし、次の各号に掲げる施設の利用時間は、それぞれ当該各号に定めるところによる」ということで、「展示室」、これは2階にございますが、「午前10時から午後5時まで。ただし、入室時間は、午後4時30分までとする」、展示のスペースについては午前10時から午後5時までということであります。

それから、同じく(2)でございますが、「資料閲覧室」、これも2項との関係で午前10時から午後5時までというふうに規定をさせていただきました。

第6条の2項をご説明いたします。「前項本文の規定にかかわらず、教育委員会が指定する文学館資料（以下「指定文学館資料」という。）の館内閲覧及び文学館資料の館外貸し出しに係る利用時間は、午前10時から午後5時までとする」。少し込み入ってわかりにくいかもしれませんが、一言で申し上げますと、図書館機能の部分、資料の閲覧、それも指定文学館資料の閲覧、これは原則として個人貸し出しはいたしませんので、指定文学館資料の閲覧、それから、開架スペースもございますので、一般に貸し出す文学館資料の館外貸し出し、これは午前10時から午後5時までということでございます。図書館機能の部

分については10時から5時までということでございます。

図書館は、中央図書館の場合、火、水、金は夜8時までという夜間の開館がございますけれども、文学館の場合には、町田にゆかりの文学資料という極めて限定的な資料を提供いたしますので、一般的な図書館の資料とは違います。それから、夜間に講座等の事業を行うということもございまして、この図書館機能の部分については、当面午前10時から5時までということ限定をさせていただいたということでございます。

それから、第7条「休館日」ですが、これは図書館と同様の扱いでございます。「月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、開館日とする」。今申し上げた月曜が休日に当たるときは開館をいたしますが、図書館と同様、翌日火曜日は休館ではございませんで開館をいたします。

それから、第2号ですが、毎月第2木曜日、それから年末年始、館内特別整理日、これが休館になります。

第8条に参ります。これは展示室の観覧料の規定でございますが、「展示室の観覧料は、無料とする。ただし、特別の展示会に係る観覧料は、別表第1に定めるとおりとする」。別表は後ろの方にございますけれども、別表第1「観覧料 1人につき1,000円の範囲内で教育委員会が定める額」というふうになっております。この条項でございますが、町田の文学館の展示の考え方は、町田にゆかりの文学資料、あるいは町田にありますさまざまな文学資源、そういったものを市民の皆様展示という形で広くお知りいただいて、そのことをきっかけに文学の世界により深く関心を持っていただく、そういう展示の概念でございますので、たくさんの利用者の方に気軽に入室していただくという意味で無料といたしました。

「ただし、特別の展示会に係る」というただし書きの特別の展示会というものでございますけれども、これはどういったものを想定しているかということ、現在、財団法人日本近代文学館という日本の文学館の総本山のようなところが駒場でございますが、そういったところが、その間の貴重な文学資料を展示のパッケージにして巡回展を行ったりということがございます。そういった展示会の場合には、例えば1展示400万円とか500万円とかという費用をお支払いして、その展示を誘致するということになりますので、巡回展等の場合、通常の展示、自前の展示以上に費用がかかりますので、そういった場合には一定の観覧料をいただけるようにしたいということで、ただし書き以降を設定させていただきました。

それから、第9条「文学館資料の利用手続等」ということですが、この指定文学館資料、先ほど申し上げました作家の自筆の原稿とか書簡とか日記とか、そういった資料、これの「館内閲覧をしようとする者は、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない」。研究者等の方がそういった資料を学術目的で閲覧しようとするときに、これは施行規則の方で定める予定であります、一定の書式に従った申請を出していただくことになるわけですが、それ以外の指定文学館資料以外の文学館資料につきましては、一般の資料は図書館の利用券等の提示をしていただくことで閲覧が可能というふうにしたいと考えております。

第2項「文学館資料の館外貸出しを受けようとする者は、教育委員会に申請し、その承認を受けなければならない」。文学館資料というのは指定文学館資料も含むわけですが、例外的に指定文学館資料でも他の文学館等の求めに応じて他館に貸し出すことができます。そういった場合には所定の様式で申請をしていただくわけですが、一般的には文学館の資料の館外貸し出し、個人貸し出しについては、原則として図書館の利用券で個人に貸し出すことができます。その図書館の利用券を持っているということで教育委員会に申請して、その承認を受けるということ省略させていただくということで考えております。

第3項で、そういった閲覧等は、貸し出しについては無料であるという無料の規定を設けております。

第10条でございますが、「会議室等の利用手続等」、これにつきましては、施行規則で施設案内予約システム等の手続を規定させていただくということでございます。

2項、3項につきましては一般的な規定でございます。

第11条「利用承認の取消し等」、これは一般的な公の施設等の場合にある規定でございますので、説明を割愛させていただきます。

第12条「使用料」、これは会議室等の使用料でございますが、「別表第2に定める額の使用料を前納しなければならない」というふうに書いてございますが、別表第2が終わりの方にございます。会議室の広さ、それから利用する時間帯に応じて、ここに示されている使用料をお支払いいただくということでございますが、この額につきましては、維持管理経費、利用していただく会議室の面積、利用時間等で算出した金額を、すぐ隣の市民フォーラムの会議室等もやはり有料で提供しておりますので、近隣施設とのバランスを考慮して設定したものでございます。

第13条以下、第19条まで、これは公の施設の割と一般的な記述でございますので割愛を

させていただきます。

第20条「町田市民文学館運営協議会」でございますが、これは「文学館の運営に関する基本的な事項について協議するため、文学館に町田市民文学館運営協議会を置く」ということで、地方自治法上の附属機関として設置をいたします。

第2項で構成のおおよそをお示しいたしましたが、「市民、学識経験を有する者並びに学校教育及び社会教育の関係者のうちから、教育委員会が委嘱する委員12人以内をもって組織する」ということで、一般的な文学館の場合には、こういった組織の場合、学識経験の方が中心になるケースが多いと思いますけれども、町田市の場合には、市民あるいは学校教育及び社会教育の関係者に入っていて、それぞれの見地から、文学館の運営についてさまざまな協議をしていただきたいと思いますと考えております。

任期については2年、「補欠委員の任期は前任者の残任期間とする」ということでございます。

第21条、職員の規定であります、「文学館に、館長その他の職員を置く」ということで、ある種の文学館につきましては、非常勤特別職の著名な文学者の方をそういった形で招聘するケースがございますけれども、町田市の場合には、設立の経過からしてそういった環境にはございませんので、ここの館長というのは一般行政職の館長を前提としております。実際には、これは教育委員会の組織規則の方で規定をすることになりますけれども、図書館に文学館担当課長を置いて、文学館館長事務取り扱いといった形になるかと思っております。これは、冒頭に申し上げました、町田の文学館は図書館との連携、協力ということが1つのユニークな点でございますので、組織上もそういった形になるということでございます。

最後に附則でございますが、平成18年10月27日から施行するということで、10月27日、開館日をもって施行日ということでございます。

以上、雑駁でございますが、条例案の内容のご説明ということでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。大変詳細な説明がございましたのでたくさんあるかと思えますけれども、ございましたらどうぞ。

井関委員 今、詳細なご説明を受けて見させていただいたんですけれども、多分使用料金を決める必要が条例であるんでしょうか、そのために使用時間が決まり、利用手続が決まりと、非常に長くなって、従来の類似の施設、例えば公民館とか版画美術館あるい

は図書館なんかだと、使用規則なり条例の施行規則でやっているようなことまで細かく書いておられますが、これはだんだんこういうような方向になるというようなことで詳細になったのでしょうか。

図書館副館長 内容については法規係の方と詰めてまいったわけですが、一般論として、市民の方に一定の負担を求める、あるいは市民の方に不利益になるような不利益というか、申請の承認の取り消しとか、そういったことについては条例でできるだけ規定をするという傾向にあるように聞いております。当然、料金なんかは不利益ということではないわけですが、やっぱり市民の方に一定の負担を求めるというものについては条例できちんと規定をしていくということでございます。

井関委員 わかりました。

岡田委員 細かいことかもしれないですけども、保育室というのが施設のところにありまして、保育室は貸し出し施設というところに入っていますので、このまま見ると、恐らく何か会議ですとか、そうした催し物があつたときに、会議などをやる団体の方が保育室を借りて、そこにどなたかが入られて保育をされるということだけかなと思うのですが。

というのは、普通の一般の展示ですとか、そういったものを見に来た利用者の方が利用できるような保育施設というものはまだ考えていらっしやらないんですね。

図書館副館長 ご指摘のとおりでございます。保育室については、まず文学館の事業として講演会、講座等を行うときに、小さいお子様をお持ちの方も参加しやすいように、その場合には文学館の方で保育士を手配して保育室を活用いたします。それ以外には、委員のお話のように、会議室を利用されるグループの方が保育が必要な場合に保育室も一緒に借りていただいて、そのグループの中で保育をしていただくということで考えております。

名取委員 その保育室にあわせてなんですけれども、保育室を利用できるのは未就学児だけというか、年齢制限みたいなものはあるんですか。例えば夜間に会議室とかを借りる場合、小学校低学年なんかを家に置いていくのがちょっと心配だという場合は、保育室を利用することができるのかどうか、ちょっとお聞きしたいんですけども。

図書館副館長 申しわけございません。もう1度確認しますが、未就学児であったというふうに記憶しております。もう1度、実際の運用の担当をしております職員の方に確認をして、改めてご報告申し上げます。

委員長 よろしいですか。 以上で質疑を終了します。

お諮りします。議案第14号 町田市民文学館条例（案）の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

日程第3、報告事項です。

追加案件はございますか。 ないようですので、1番から順に報告をお願いします。

学務課長 それでは、4月7日現在の児童・生徒数、学級数について報告いたします。

まず、通常学級ですが、小学校が2万1972名、669学級で始まりしました。一方、中学校は8393名、242学級で始まりしました。

続いて、障がい学級ですが、資料の一番最後に合計の表があると思います。まず、小学校の固定制は266名、44学級、通級制は191名、15学級です。中学校は、固定制が125名、22学級です。通級制は46名、6学級で4月7日を始めました。

社会教育課長 4月25日付で第24期社会教育委員の会議の提言「町田の地域活動を活性化させるための生涯学習プログラム～学校の特別教室を利用した生涯学習クラブの設立～」が提出されましたので報告いたします。

お手元に資料があると思います。今回の提言は、過去2回にわたる社会教育委員の答申であります「町田らしい生涯学習推進（支援）計画策定に向けての重点施策について」を踏まえまして、地域における生涯学習を推進するために具体的なモデル事業の提案を行っています。社会教育委員の前の第2次答申では、地域で特に必要とされる次世代の生涯学習について、未来を担う子どもたちと地域の担い手としての高齢者を取り上げまして、市民が主役の生涯学習が地域で展開されることが重要であるとしまして、モデル事業の実施の必要性が答申されました。

3ページから4ページにこの経過が記述されております。特に家庭と学校をつなぐ地域の教育力の必要性、あるいは生涯学習の場が中心市街地に偏在していること、あるいは、学校施設の活用が不十分であることなどを課題として挙げております。

これを受けまして、今回の提言では、どのような内容の事業をどのような場で、また、どのような手順で実施すべきかを具体的に提言されております。

検討に当たりまして、市内で市民みずからが実施しているすぐれた地域活動事例を実地

見学しながら活動を支えるポイントを整理しまして、あるべき地域活動の仕組みづくりを模索しています。

5ページから8ページにかけて、個人の家や学校あるいは市民センター、広場で現在実施されております子どもの居場所づくりのさまざまな活動の特色を分析しています。

こうしたすばらしい活動をさらに広げるための生涯学習プログラムの提案が9ページから14ページの内容となっています。提言の具体的な内容としましては、昨年12月から特別教室開放が小学校3校、中学校1校で開始されていることに注目しまして、地域活動のモデル事業の場として活用されることを提案しています。

また、地域活動の仕組みづくりとして、新鮮で魅力的なプログラムを地域でつくって、子どもと大人の世代間交流を行う生涯学習クラブの設置が提案されています。こうしたモデル事業を実施することによって、実験、検証しながら活動マニュアルを作成して、市内各地で市民が主体的に活動を広げていこうというのが提言のねらいになっています。

また、特に今回の提言に当たりまして、2ページの終わりの方に記述してございますけれども、「社会教育委員自らが地域のコーディネーターとして関わり、自主的かつ積極的に取り組みたい」とありますように、ここでご承認いただきました新しい社会教育委員の今後の会議におきまして、この提言を念頭に置いて活動を行っていくといった内容になっています。社会教育委員の会議の事務局であります社会教育課としましては、現在進めております学校の特別教室開放事業をベースにしまして、今回極めて具体的で貴重な提言をいただきましたので、この趣旨が生かせるように、今年度から、特に小学校を中心にして学校と連絡をとりながら、何からできるか検討を始めたいと考えております。

図書館長 蔵書点検及び館内整理に伴う図書館の休館についてご報告申し上げます。

まず、目的でございますけれども、図書館が所蔵する資料の配架整理、状態確認、不明資料の調査、確認、その他館内施設、備品の点検、整備等のため、図書館を休館して作業を行います。主な作業は、休館期間中に館内に存在する全資料の個別点検でございます。

2つ目に、休館期間でございますが、地域図書館については、6月1日木曜日から6月8日木曜日までの8日間、移動図書館そよかぜ号は、6月1日木曜日から6月7日水曜日までの7日間休館いたします。中央図書館は、6月12日月曜日から6月21日水曜日までの10日間休館いたします。期間中の月曜日、6月5日、12日、19日と第2木曜日、6月8日は全館休館日となります。ただし、移動図書館そよかぜ号は、6月5日月曜日以外は運行

いたします。

3、利用者への周知、町田市立図書館カレンダー（2006年度上半期分）、町田市、相模原市の広報、町田市立図書館のホームページ、資料貸出票（レシート）の欄外への情報出力、館内掲示によって利用者への周知を図ります。

博物館副館長 次回展覧会の開催要項についてご報告いたします。

展覧会名「館蔵 大津絵と幕末・明治の戯画錦絵展」。

開催期間は、5月30日から7月2日になります。これを前期、後期の2期に分けて展示いたします。

開催趣旨といたしましては、当館では、ここ30年ほどかけて収集に努めております大津絵、それから、市内玉川学園にお住まいだった田河水泡さんにご寄贈いただいた幕末明治期の戯画、これは田河さんにご寄贈いただいた資料に加えて、その後、当館で独自に収集したものも含めて公開する予定であります。大津絵につきましても、それから幕末明治期の戯画錦絵につきましても、少し口幅ったいですけれども、どちらも国内でも有数の所蔵量を誇っているかと思えます。

展示作品については、大津絵が46点、それから戯画錦絵の方については58件61点、これに加えて、市内在住の個人の方がお持ちの岸田劉生筆による「鷹匠」1点を並べます。

印刷物としては、ポスター500枚、リーフレット8000枚、それから図録、これは大津絵のものについて館蔵品図録と兼用になりますが、1000部を予定しております。

期間中の催事は、6月4日に大津市歴史博物館学芸員の横谷賢一郎さんによる講演会を1回、それからギャラリートークを2回予定しております。

担当学芸員は、私、畠山と、学芸員佐藤浩子、2名で当たります。

国際版画美術館副館長 「ゴヤ版画展」の結果報告について。

期間38日間で総計4814名、有料が3679名、無料が1135名でございます。申しわけございません。訂正していただきたいんですが、常設展4期につきましては、8031人と訂正してください。2万8575人というのは常設展の全期の数字でございます。

教育総務課長 学校教育部施設課車両の交通事故に係る損害賠償額の専決処分について報告させていただきます。

資料の裏面をごらんいただきたいと思えます。

町田市常盤町2966番地Y路地交差点における交通事故についての同乗者への損害賠償額を下記のとおり決定するというので、いわゆる同乗者だけですけれども、一部和解がで



きましたので提案するものでございます。

内容ですけれども、1から4にありますように、昨年4月11日、常盤町2966番地、町田街道の常盤十字路から小山田方面に北上して、尾根緑道と交差する交差点での出会い頭の衝突事故ということになります。結果的に、車両物損と人身事故に至ったということでございます。最終的な損害賠償額ですけれども、診療費と慰謝料を含めまして111万3150円で和解決定いたしましたということです。

委員長 以上、6点報告事項がございましたが、一括して質問、その他をお受けしたいと思います。

井関委員 社会教育委員の会議の提言というのは非常にいいなと思って拝見させていただきました。特に子どもから大人までが、学校でいうと縦割りというんでしょうか、年齢幅広く生涯学習をして、しかも、中をちらっと読んで申しわけないんですが、市の予算に期待しないというようなこととか、あと、社会教育委員が地域のコーディネーターになってやるとか、非常にいいものになっています。

あと、考えますと、子どものことについてですけれども、子どもセンターばあんとか、あるいは二十祭まちだでは、青年が企画に参加することによって行政にタッチするというような、若い方が参加されるというのは非常にいいと思いますので、こういうのをやっていくときに、ぜひ子どもさんの目というんですか、子どもが主役とまでいなくても、企画の大きな力になるようなやり方をしていくといいのではないかなというふうに思います。本当にどうもありがとうございました。

岡田委員 今月ではなくて先月だったんですけれども、国際版画美術館の活動の事業報告書を見せていただいたこととあわせてなんです。いろいろな事業をやっているんですけれども、教育というか、要するに、中には版画でも難しくて見てわからないというようなことで、割合に絵が嫌いだ、絵をなかなか見る機会がないような人に対して、こういうふうにして絵を楽しんでくださいというような講座を設けられていたりすることもあるんですね。特にこれは博物館の方なんですけれども、博物館の方ではギャラリートークですとか、そうした講演会ですとかを同時に設けていただいている、そういった形で非常に絵に対する関心を起こしたり、それからまた、教養として深めていけるような機会をたくさん持っていらっしゃるということはとても評価できるなと思ひまして、そのことをお礼かたがた一言申し上げたいと思ひました。

委員長 よろしいですか。 それでは、以上で報告事項を終了いたします。

第2回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時12分閉会